平成２９年（フ）第３８５号
川崎市高津区下作延５丁目９番４－101号
債務者　齋藤　安史
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
川崎市多摩区南生田２丁目31番46号
債務者　鈴木　英樹
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
川崎市多摩区南生田２丁目31番46号
債務者　鈴木　由子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
川崎市幸区塚越４丁目333番地７　サンパレス矢向　307
債務者　野村　正紀
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
川崎市川崎区小田４丁目１番６号
債務者　田中　義明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
川崎市川崎区小田４丁目１番６号
債務者　田中　譲二
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
川崎市幸区南加瀬３丁目６番39－106号
債務者　大橋　慎二
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
川崎市高津区下作延２丁目33番23－203号、前住所川崎市川崎区日ノ出１丁目１番７号
債務者　町田　一光
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
川崎市幸区小向町９－10　エアーズロック千穂102号室、住民票上の住所千葉市若葉区若松町2378番地５
債務者　松戸　勇樹
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
川崎市宮前区馬絹３丁目８番３－202号　トラストステージ宮崎台
債務者　森本　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
川崎市川崎区大島５丁目２番５号
債務者　湯山　篤史
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０３５号
愛知県知多市新舞子字竜92番地の15
債務者　堀　　俊雄
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５７号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字川畔165番地　メゾンヴェールＫ101号
債務者　原山　勇人（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１９２号
名古屋市北区大杉２丁目４番６号　グランディール大杉203号
債務者　鵜飼　祐梨
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３１号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘Ｔ－８棟206号
債務者　横山　直人
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２７号
静岡県浜松市中区砂山町203番地の４　クレシェンド401号、前住所愛知県名古屋市中区千代田３丁目26番２号－２（ハピネス302号）
債務者　板谷　美穂（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
川崎市多摩区長沢４丁目11番33号　シャトル山中　105
債務者　白記　哲嗣
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時20分
横浜地方裁判所川崎支部破産係